

獨協大学父母の会「学生チャレンジ支援プログラム」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、獨協大学父母の会（以下「父母の会」という。）が獨協大学の教育活動の充実に寄与することを目的に父母の会規程第4条第1項第4号に基づき、本学の学部学生（以下「学生」という。）のチャレンジ活動に対し助成及び顕彰を行う学生チャレンジ支援プログラム（以下「プログラム」という。）の実施について必要な事項を定める。

(プログラムの種類)

第2条 プログラムは、チャレンジ活動助成とチャレンジ活動顕彰の2種類とする。

(1) チャレンジ活動助成の対象となる活動は、学生による1年以内の活動であって、かつ次のいずれかに該当するものとする。ただし、1年を超える活動であってもその趣旨及び内容が助成に値すると第6条（審査委員会）に定める学生チャレンジ支援プログラム審査委員会（以下「審査委員会」という。）が判断した場合には、対象とすることができる。

イ 通常の学業の枠内に位置づけられるが、高い成果を上げる目的のため果断をもって取り組む調査、研究活動、ゼミ活動等であって、相当の費用がかかるもの
ロ クラブ・サークル活動のうち、通常の活動範囲を超えて、現状よりも格段に高い成果を上げる目的のため果断をもって取り組む上で、追加の資金を必要とするもの

ハ イ及びロ以外の活動で社会貢献的意義の高い活動であって、新たな発想に基づくもの

(2) チャレンジ活動顕彰の対象となる活動は、学生による1年以内の活動であって、次のイまたはロに該当するもの（当該年度内に、同一分野の活動について、既にチャレンジ活動顕彰を受けたものを除く。）とする。

イ 国、地方公共団体のほか一定の権威が認められている学外団体により表彰されたもの

ロ 国、地方公共団体のほか学外団体が主催する一定の権威が認められている大会、競技会、コンテスト等で、優れた成績を収めたもの

(助成及び顕彰の内容)

第3条 チャレンジ活動助成及びチャレンジ活動顕彰に対して、次のとおり助成金又は顕彰金を給付する。

(1) チャレンジ活動助成は、対象となる活動に要する費用の個人活動は10万円、グループ活動は50万円を上限に審査委員会が審査により決定した額を助成金として給付する。

ただし、活動に要する費用は交通費、材料費、賃借料などチャレンジ活動に直

接要する費用とし、飲食代など間接的な費用は含まないこととする。

また、対象となる活動に対し、父母の会以外の団体等から補助、助成、寄付等として金員を受領する場合には、活動に要する費用から受領する金員相当額を減額するものとする。

- (2) チャレンジ活動顕彰は、次の金額を上限に審査委員会が審査により決定した額を顕彰金として給付する。

イ 個人

優勝又はそれに相当する場合・・・10万円

準優勝又はそれに相当する場合・・・6万円

3位、入賞又は入選その他の受賞・・・4万円

ロ グループ

優勝又はそれに相当する場合・・・20万円

準優勝又はそれに相当する場合・・・12万円

3位、入賞又は入選その他の受賞・・・8万円

(申請要件)

第4条 チャレンジ活動助成の申請要件は、次のとおりとする。

- (1) 第2条(プログラムの種類)第1項第1号に適合する活動であること。
- (2) 申請者又は関係する者の身体、生命に対して危険の無い活動であること。
- (3) 申請の対象となる活動が法律に抵触するものでなく、かつ公序良俗に反するものでないこと。
- (4) 学生の健全な成長及び発展にとって価値が認められる活動であること。
- (5) 私的に使用する資金を得る目的の申請でないこと。
- (6) 個人又はグループでの活動であること。ただし、グループでの活動の場合には、計画及び実施にグループとしての一体性が認められるものであること。
- (7) 申請時において計画段階のもの、活動途中のもの又は活動終了後のもの。
- (8) 海外におけるチャレンジ活動については、大学の許可を経て行われる活動であること。

2 チャレンジ活動顕彰の申請要件は、次のとおりとする。

- (1) 第2条(プログラムの種類)第1項第2号に適合する活動であること。
- (2) チャレンジ活動に対する表彰又は優れた成績を収めたことに付随する賞金、副賞等を除き、父母の会以外の団体等から報奨金、奨励金、その他の金員を受けていないこと。
- (3) 同一年度内に開催された、同一の競技、大会又はコンテスト等で複数の賞を受賞した者が申請する場合は、申請は当該年度につき1件のみとする。

(申請及び申請期間)

第5条 プログラムの申請及び申請期間は、次のとおりとする。

- (1) プログラムの申請は、「学生チャレンジ支援プログラム申請書」に必要事項を記入し、父母の会事務局(本学総合企画課)に提出する。

なお、チャレンジ活動顕彰の申請は、第2条(プログラムの種類)第1項第2号に適合することを証明する資料(以下「証明資料」という。)を添付して提出する。

- (2) プログラムの申請期間は、各年度の次の期間とする。

第1期 4月1日～6月30日

第2期 7月1日～9月30日

第3期 10月1日～12月20日

第4期 1月10日～3月31日

(審査委員会)

第6条 プログラムの審査を行うために「学生チャレンジ支援プログラム審査委員会」を、次のとおり設置する。

- (1) 審査委員会の委員(以下「委員」という。)は、父母の会幹事のうち、次のとおりとする。

イ 代表幹事(審査委員長)

ロ 代表幹事が指名する正会員の幹事 2名

ハ 特別会員の幹事 2名

- (2) 審査委員会の定足数は、4名以上の委員の出席をもって成立する。

- (3) 審査委員会の議決は、出席委員の3分の2以上に当たる多数による。

- (4) 委員の任期は、第5条(申請方法及び申請期間)に定める申請期間に応じた各期の委員に選任されたときを始期とし、各期の審査委員会の責務が終了したときを終期とする。ただし、責務が年度をまたぐ場合には、年度末を終期とし、次年度の審査委員会に責務を引き継ぐこととする。

2 審査委員会の責務は、次のとおりとする。

- (1) 審査委員会は、第7条(審査)に則り、プログラムの申請に対する審査を行う。

- (2) 審査委員会は、次のときに、助成金の給付を受けた学生に対して第8条(報告)に定める報告を求め、チャレンジ活動の実績及び助成金が適切に使用されたことを確認する。また、助成金の残余金がある場合には、返還を求める。

イ 当該チャレンジ活動が終了した時

ロ 当該チャレンジ活動が中止となった時ハ

審査委員会が中間報告を必要と認めた時

ニ 年度をまたぐ活動における初年度の年度末

- (3) プログラムの実施について、第2条(プログラムの種類)及び第4条(申請要

件)に適合しない活動実態を確認したときは、当該学生に給付した助成金または顕彰金の返還を求める。

(審査)

第7条 プログラムの審査は、審査委員会が申請書類及び面接により行うものとし、申請の活動内容が第2条(プログラムの種類)及び第4条(申請要件)に照らして、適切かつ助成または顕彰に値するかを審査し、助成金及び顕彰金の額を決定する。

2 チャレンジ活動助成の審査は、次のとおりとする。

(1) 審査委員会は、申請書及び申請者の活動内容と収支計画の説明に基づき、審査を行う。

(2) チャレンジ活動助成の申請者は、審査委員会が指定する日時、場所において、活動内容と収支計画の説明を行う。

(3) 活動途中又は活動終了後の申請の場合、申請者は、活動内容の説明において、それまでの活動実績を含めて説明する。また、当該活動に係る支出済みの費用を申請に含める場合には、該当費用に係る領収書の写し等の証票類の提示を要する。

(4) 年度をまたぐ活動計画の場合、申請者は、初年度と次年度の計画について、それぞれの活動内容と収支計画を審査委員会に対して説明する。

3 チャレンジ活動顕彰の審査は、次のとおりとする。

(1) 審査委員会は、申請書及び証明資料に基づき、審査を行うこととするが、審査委員会が必要と認める場合には、申請者に申請内容の説明を求めることができる。

(2) チャレンジ活動顕彰の申請者は、審査委員会が申請内容の説明を求めた場合、審査委員会が指定する日時、場所において、申請内容の説明を行う。

4 審査結果は、次のいずれかとする。

(1) 承認：申請どおり承認する。

(2) 再審査：計画等の変更を求め、改めて審査する。

(3) 不承認：承認しない。

(報告)

第8条 助成金の給付を受けた学生は、審査委員会の指定する日時、場所において、審査委員会に対し、チャレンジ活動の実績報告及び収支報告を行うものとする。収支報告については、収支報告書及び支出した費用の領収書の写しを事前に父母の会事務局に提出する必要がある。

また、助成金の給付を受けた学生は、チャレンジ活動を終了又は中止した場合に、父母の会事務局に通知を行う必要がある。

(返還)

第9条 助成金または懸賞金の給付を受けた学生は、審査委員会がプログラム実施について、第2条(プログラムの種類)及び第4条(申請要件)に適合していないことを確認し、支給した助成金または顕彰金の返還を求めた場合、これを返還する。

2 助成金の給付を受けた学生は、チャレンジ活動を終了又は中止した場合に、助成金のうち使用していない残余金は、父母の会へ返還する。

(改廃)

第10条 この要領の改廃は、父母の会執行幹事会が発議し、幹事会の議決に基づいて代表幹事が行う。

附則

この要領は、2012年9月29日から2015年3月31日までの間、施行する。

附則

この要領は、2014年3月15日から2015年3月31日までの間、施行する。

附則

この要領は、2015年4月1日から2017年3月31日までの間、施行する。

附則

この要領は、2017年4月1日から2019年3月31日までの間、施行する。

附則

この要領は、2019年4月1日から2021年3月31日までの間、施行する。

附則

この要領は、2021年4月1日から2023年3月31日までの間、施行する。

附則

この要領は、2022年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2024年4月1日から施行する。